

q様式(表面)

大 量 離 職 通 知 書

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第27条第2項の規定により、下記のとおり通知する。

令和 5年 3月 17日

任命権者の官職名 旭川市長 今津 寛介 (印)

公共職業安定所長 殿

①下記の離職に係る事業所	名称	旭川市役所	②下記の離職が生じる年月日又は期間	令和5年3月31日	
	所在地	旭川市6条通9丁目			
③雇用形態	年齢	④離職者数	⑤職種	年齢	⑥離職者数
計		252人 うち雇用保険被保険者数165人	事務		252人
	45歳以上 60歳未満	83人		45歳以上 60歳未満	83人
うち 常勤職員		50人	事務		50人
				45歳以上 60歳未満	27人
うち 非常勤職員		202人	事務		202人
				45歳以上 60歳未満	56人
⑦再就職の援助のための措置	1 常勤職員の再就職に備え、旭川市退職職員人材バンクを導入。 2 非常勤職員（会計年度任用職員）のうち、希望者に対して、必要に応じて別部署での募集を案内。				
⑧再就職先の確保の状況	事業所				0人

(日本産業規格A列4)

## 様式(裏面)

### 注意

- 1 ②欄には、離職が1日で行われることとなるときは、その日を記入し、「から 年 月 日まで」の文字を抹消すること。
- 2 雇用形態の定義  
③欄の「非常勤職員」とは、「常勤職員」以外の職員をいう。勤務形態としては、①日々雇い入れられる職員、②勤務時間が常勤職員の1週間の勤務時間の4分の3以下の職員、③再任用短時間勤務職員等をいう。ただし、審議会の委員等毎日勤務に服することを要しない者等は除く。
- 3 離職者数
  - (1) ④の計欄には、離職者数のうち届出時において雇用保険の被保険者である者の数を記入すること。
  - (2) ④の計及び⑥欄には、通知時の年齢が45歳以上60歳未満の者の数を記入すること。
  - (3) ④及び⑥欄の離職者数のうち障害者がある場合には、その内数を同欄に括弧書きで記入すること。
- 4 ⑤欄には、離職することとなる者の職種をおおむね人事院規則9—2(俸給表の適用範囲)等の規定に基づく職種に従って記入すること。ただし、1職種についての⑥欄の離職者数が10人未満である場合には「その他」として一括して記入して差し支えないこと。
- 5 ⑦欄には、(イ)再就職の援助の体制及び(ロ)実施し、又は実施を予定している再就職の援助のための具体的な方法を、以下の例のように記入すること。  
(例)
  - (イ) ○月○日に、○○○部に再就職相談室を設置し、○○部長を責任者とし、○人の担当者を置く。
  - (ロ)
    - 1 再就職に備え、○○に係る職業訓練を、○月○日から○日間、○人に実施。
    - 2 再就職相談室において、離職予定者の再就職希望を把握中。
    - 3 ○○公共職業安定所による離職前の集団相談会の実施(○月○旬を希望)。
    - 4 再就職先として確保した事業所の担当者と離職予定者の面接会を実施(○月○日から実施予定)。
- 6 ⑧欄には、再就職先の確保を行っている場合に、届出時までに確保した再就職先の事業所数及び受入れ可能人数を記入すること。なお、ここには、離職予定者が当該再就職先の事業所に採用されることが内定している段階のものにとどまらず、当該再就職先の事業所から申出を受けている段階のものも含め記入すること。